

## 露清帝国間の移動・境界と国際秩序

研究代表者：野田仁（東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所 准教授）<sup>1</sup>  
共同研究者：Khafizova, Klara（カザフスタン共和国自然科学アカデミー 会員）  
共同研究者：長沼秀幸（東京大学大学院人文社会系研究科 博士課程）

### 1. 研究の目的

本研究は、近代の中央アジア諸民族社会を大きく規定していたロシア・清朝の2帝国間の国境を手がかりに、民族集団の移動と帰属変更の問題を明らかにすることを目的としていた。具体的には、19世紀から20世紀初頭におけるおもにカザフ遊牧民による露清間の越境とその処理を検討の対象とした。この研究の意義は、近代国境を越えたより広域的で緩やかな国際秩序の形成につながる紛争解決の枠組みを明らかにすることにある。

### 2. 実施状況

本研究は、カザフ遊牧民についての歴史研究を専門とする3名による国際共同研究であり、とくに、カザフの移動性・越境性に着目することを主眼に置いていた。そのための海外調査として、2015年3月に、野田および長沼がそれぞれカザフスタンを訪れ、国立中央文書館（TsGAR K）において19世紀を中心とするロシア帝国公文書の調査を行った。

主要な研究の成果は、①帝国の境界・越境論にかかわるものと②集会裁判・国際関係を扱うものの2つに分けることができる。前者には、長沼秀幸 2015「19世紀前半カザフ草原におけるロシア帝国統治体制の形成」『スラヴ研究』62、197–218頁；J. Noda 2016, *The Kazakh Khanates between the Russian and Qing Empires*, Leiden: Brill；野田仁 2016「遊牧民の移動と国際関係」『環境に挑む歴史学』勉誠出版、323–335などがある。後者として、「K. Khafizova 教授講演会」と題する研究講演会を開催したことが特筆される（2015年4月18日、於早稲田大学早稲田キャンパス3号館）。言うまでもなく Khafizova 教授の招聘は、当研究助成により可能となったものである。その他、K. Khafizova 2015, “Mezhdunarodnye russko-kitaiskie s”ezdy na granitse” *Mysl’*, no.6, 44–50; J. Noda 2017, “The Conflicts beyond the Border and Their Resolution between Russia and the Qing China,” *Crossing the Boundaries: Asians and Africans on Move: proceedings of the papers presented at Consortium for Asian and African Studies (CAAS) 7th International Conference*, Tokyo: International Office, Tokyo University of Foreign Studies が挙げられる。

本報告書は、上記の成果とも重なりを持ちつつ、研究課題の成果の一つとして作成す

---

<sup>1</sup> 採択時は、早稲田大学高等研究所准教授。

るが、分担者の役割に応じて文責を明示した上で成果を提示することも重要であると考えられる。以下の各章は3名がそれぞれの責任でまとめた成果を掲載する。各章の役割を述べると、比較的史料が多く残っているロシア帝国の枠組みにおいて遊牧民の移動・越境を考察したのが第3章（長沼担当）である。次に、第4章（ハフィゾワ担当）が、国境地域における秩序維持の制度を分析した。第5章（野田担当）は、国境画定、越境による混乱からの秩序回復を「所属」の概念から検討し、第6章として全体をまとめた。

なお、本研究は公益財団法人 JFE21 世紀財団「アジア歴史研究助成」（2014 年度採択）によるものであり、財団のご支援に深く感謝申し上げる次第である。



露清国境地図（『中央ユーラシアを知る事典』平凡社、2004年、542頁に基づく）

### 3. ロシア帝国の国境線の変動とカザフ統治（1820-60年代）（長沼 秀幸）

現代カザフスタン共和国の領土に相当する「カザフ草原<sup>1</sup>」と呼ばれた地域は、18-19

<sup>1</sup> 「カザフ草原」という表現は、18世紀頃からロシア語史料の中で用いられるようになった、「キルギス・ステップ (kirgizskaia step)」の日本語訳である。1925年になるまで、ロシア語史料においてカザフは「キルギス」ないしは「キルギス・カイサク」と表記されていた。一方、カザフ側の認識としては、カザフ草原はジュズと呼ばれる三つの部族連合から成り立っていた。それぞれ西より、小ジュズ、中ジュズ、大ジュズであった。ロシア語史料ではジュズという表現は使われず、代わりに「オルダ」という単語が使用される。本来、これらの単語は、特定の集団を指し示す場合に使用されるもので、領域を示す言葉というわけではない。しかし、それぞれのジュズの間に固定的な境界線

世紀のロシアにとっては国境地帯であった。この見方は、ロシア史研究者およびカザフスタン史研究者の多くに共有されていると考えられる。だが、その国境地帯のどこに国境線が存在したのか、という問いに対して明確な解答を与えることはおそらく困難であろう。これに関して、19世紀にカザフ草原西部（小ジュズ）の統治を担ったオレンブルグ国境委員会の長官ゲンスは、1830年、外務省に宛てた報告書の中で次のように述べている<sup>2</sup>。

概して、当地方における国境線（*granitsa*）を印刷された地図上で示すに際して、一貫性や共通の規則を欠いているのが特徴的です。[例えば、]40年以上前に作成されたいくつかの地図では、あるものは帝国の国境線をシル・ダリヤ川沿いに示し、また別の地図ではエムバ川に設定しています。一方、最新の地図ではオレンブルグ要塞線にその国境線が移動しております<sup>3</sup>。

ここから推察されるように、帝国の国境線は変動していた。しかも、その変動は時とともに南下するという単純なものではなく、地図によって国境線が北上することもあれば、南下することもあった。ロシア・カザフ関係史に関する従来の研究では、国境線もしくは国境線認識の変動についてはあまり関心が向けられてこなかった。いくつかの先行研究では、例えばウラル川沿いに建設されたオレンブルグ要塞線やイルティシュ川沿いに建設されたイルティシュ要塞線などを無意識に国境線とみなし、それぞれの要塞線の成立過程や要塞線地帯での諸アクター間のかかわり方などについて考察している<sup>4</sup>。特に顕著なのは、要塞線地帯を様々なアクターが交わる「フロンティア」ととらえ、互いに異質な存在が共生・共存していた事実を描き出そうとする方向性である<sup>5</sup>。国境を「線」としてではなく「域」としてとらえるこのようなアプローチは、カザフ草原内の要塞線

---

を引くことは不可能ではあるものの、各ジュズやオルダの大まかな勢力範囲は想定可能であることが多い。そのため、本論ではジュズやオルダを領域的な概念として使用する。<sup>2</sup> 引用は以下の規則に従う。[ ]内は筆者による補足であり、[…]は省略を表わす。（ ）内は原語のラテン文字表記である。

<sup>3</sup> Российский государственный исторический архив (以下、РГИА と略記) Ф. 1291 Оп. 82 1830 г. Д. 1 Л. 3 об.

<sup>4</sup> Владимир Кобзов. Новая линия // Вестник Челябинского университета. Серия история. 1992. № 1. С. 12–26; Yuriy Malikov, *Tsars, Cossacks, and Nomads: The Formation of a Borderland Culture in Northern Kazakhstan in the 18th and 19th Centuries* (Berlin: Klaus Schwarz Verlag, 2011); Gulmira Sultangalieva, “Novoileksk Line as the Boundary between Asia and Europe in a Historical Context,” in *Borders and Transborder Processes in Eurasia*, eds. S. V. Sevastianov, Paul Richardson, and A. A. Kireev (Vladivostok: Dalnauka, 2013), 78–98.

<sup>5</sup> ロシア史におけるフロンティア論の隆盛は、アメリカにおけるその影響を強く受けていると考えられる。フロンティア論に関しては以下を参照。Alfred J. Rieber, “Changing Concepts and Constructions of Frontiers: A Comparative Historical Approach,” *Ab Imperio* 1, 2003, 23–46.

に限らず、近年ではロシア帝国内の他地域における要塞線研究全般で受け入れられているとあってよい<sup>6</sup>。

新イレク要塞線について検討したスルタンガリエヴァが強調するように、確かに、複数の政治体を分かち境界線という、国境（線）本来の字義に拘泥することなく、「社会・地域的な構成物」として国境をとらえるアプローチは有用である<sup>7</sup>。ソ連史学において優勢だった支配と抵抗という枠組みでロシアの植民地統治を説明するパラダイムから脱却し、より多様な歴史を描くことが可能となるからである。しかし、ロシア・カザフ関係史に限定すると、ロシア統治と国境線のかかわりに関する研究蓄積自体がそもそも少ない。そのため、国境線および国境線認識の変動過程の分析なしに、国境地帯における多文化共生・共存を論じることには、いささか無理があるのではないだろうか。実際に、18–19世紀のイルティシュ要塞線におけるコサックとカザフの友好関係を分析したマリコフの研究では、イルティシュ要塞線一帯を国境地帯と位置づけているが、どの主体からみた国境なのかが判然としないため、当該期間において一貫して同要塞線を国境と位置づけられるのかは疑わしいと言わざるを得ない。彼が明らかにしているのは要塞線一帯におけるコサックとカザフの共生・共存であり、国境地帯という概念を使用しなくとも議論は成り立ってしまうからである。

以上の問題関心にに基づき、本論では、1820–60年代ころの国境線に関するロシアの認識を考察する。地域的には、カザフ草原東部および東南部を構成する中ジュズや大ジュズを中心に据える。ただし、本論は国境認識を明らかにすることのみに主眼を置くのではなく、特定の国境認識がどのように現実のカザフ統治に反映されたのかという点にも注意を払いたい。より具体的には、1822年の「シベリア・キルギスに関する規約」の発効によって導入された管区という領域的行政制度と、国境認識との連関について検討する。使用する史料はロシア語のものである。ソ連期から現代にかけての公刊史料に加えて<sup>8</sup>、筆者がロシアの文書館（ロシア国立歴史文書館およびロシア国民図書館手稿部）で蒐集した未公刊史料も使用する<sup>9</sup>。

---

<sup>6</sup> 特に、ロシアの国境政策とコサック社会を関連付けた研究で顕著である。Thomas M. Barrett, *At the Edge of Empire: The Terek Cossacks and the North Caucasus Frontier, 1700-1860* (Boulder, Colo: Westview Press, 1999); Brian J. Boek, *Imperial Boundaries: Cossack Communities and Empire Building in the Age of Peter the Great* (Cambridge: Cambridge University Press, 2009).

<sup>7</sup> Sultangalieva, “Novoileksk Line as the Boundary between Asia and Europe,” 81.

<sup>8</sup> Материалы по истории политического строя Казахстана: со времени присоединения Казахстана к России до Великой Октябрьской социалистической революции. Алма-Ата, 1960; История Казахстана в русских источниках XVI–XX веков. Т. 8. Ч. 1. Алматы: Дайк-Пресс, 2007.

<sup>9</sup> РГИА および Российская национальная библиотека отдел рукописей（以下、РНБ ОР と略記）である。

### 3-1. 管区制度と国境認識

1819年、シベリア総督に M. スペランスキー（在任 1819—21 年）が就いた。シベリア総督府は中ジュズを管轄していたので、スペランスキーはシベリア改革の一環で、カザフ統治についても修正を加えた。まず、1822 年「シベリア諸県のための諸法令」によってシベリアは東西二つの総督府に分割されたが、カザフ草原は西シベリア総督府に編成された。同総督府はトボリスク県、トムスク県、そしてオムスク州から構成され、中ジュズはオムスク州に属した<sup>10</sup>。そして、同年の「シベリア・キルギスに関する規約」により中ジュズには管区制度が導入された。管区制度の導入により、総督府以下の行政機関は、「西シベリア総督府（総督）＞オムスク州（長官）＞管区（上席スルタン）＞郷（郷長）＞アウル（アウル長）」という構造に編成された（カッコ内は各行政単位の長の役職名）。そして、管区以下の行政単位では基本的にカザフの中から選挙で選ばれた者が長となった。各管区にはそれを統括する管区庁という役所が設置された。管区庁では上席スルタンを頂点とし、以下主要な官吏として、オムスク州長官に任命された 2 名のロシア人代表委員、およびカザフの中から選挙で選ばれた 2 名の代表委員が設置された<sup>11</sup>。

本論との関連でスペランスキー改革が重要なのは、管区が領域的行政単位として構想された点である。スペランスキーが起草し、1822 年に発効した「シベリア・キルギスに関する規約」第 1 章第 9 条には、「各管区には、然るべく境界が定められた、特定の領域を有し、現地当局の適切な許可なしには、異なる管区の住民がその領域に移動してはならない」と定められていることからわかるように、管区には越境を制限する境界線が想定されている<sup>12</sup>。そして、第 3 章第 1 部第 70 条には、各管区の役所たる管区庁は「管区が占める領域の中心部」に置くことが定められた<sup>13</sup>。

境界に関してこのような特徴を持った管区は、1822 年段階で、計 8 つ設置される予定であった<sup>14</sup>。それらの管区は一度にすべて開設されたわけではなく、管区開設に関するカザフ側の受諾の意思を確認してから開設されることになっていた<sup>15</sup>。この結果、開設年は管区によって違いが生じた。カルカラルとコクシェタウの両管区が 1824 年、アヤグズ管区が 1831 年、アクモラ管区が 1832 年、バヤナウルとウチブラク両管区が 1833 年、アマンカラガイ管区が 1834 年、コクペクトィ管区が 1844 年に開設された。

では、以上の管区が、国境線の議論とどのように結びつくのであろうか。以下では、

<sup>10</sup> 東シベリア総督府はイルクーツクにおかれ、西シベリア総督府はトボリスクにおかれた。*Безвизонная. Административно-правовая политика Российской империи. С. 71.*

<sup>11</sup> *Материалы по истории политического строя Казахстана. С. 94.*

<sup>12</sup> *Материалы по истории политического строя Казахстана. С. 93.*

<sup>13</sup> *Материалы по истории политического строя Казахстана. С. 97.*

<sup>14</sup> 「バヤナウル管区とウチブラク管区開設に関するシベリア委員会承認規程」。

*Материалы по истории политического строя Казахстана. С. 167.*

<sup>15</sup> *Материалы по истории политического строя Казахстана. С. 108.*

①ロシアとカザフを分かつ境界線としての管区の外縁、そして②他国（特に清朝）との国境線という二つの観点から論じてみたい。

### 3-2. 管区制度が生み出した二種類の「国境線」

管区が段階的に開設されたことにより、中ジュズのカザフたちは管区制度に編入されている者とそうでないものに二分されることになった。すなわち「シベリア・キルギスに関する規約」では、管区に編入されていないカザフは、「現在でいうところの要塞線外のキルギス」と同じ扱いを受けるものとされた<sup>16</sup>。これまでの研究では、この規定に関して全くといっていいほど注意が払われてこなかったが、ロシア帝国の国境線にかかわる議論をする上で、この規定は大きな重要性を持っていると考える。

この規定は、当規約を用意したスペランスキーの国境認識と密接に関係していた。一般的に、イルティシュ川沿いに構築された要塞線を基準として、その内側をロシア人の土地、外側をカザフの土地とする認識が、当時のロシア人行政官の間では共有されていた。上述の「要塞線外のキルギス」とは後者の土地に遊牧地を構えるカザフのことである。しかし、スペランスキーはこの要塞線をいわゆる「国境線 (gosudarstvennaia granitsa)」とは考えなかった。彼は次のように述べている。

小オルダのハン、アブルハイルが 1730 年に、中オルダのハン、セメケが 1731 年に、すべての属民とともにロシアの臣籍下に入りたいと請願してきた。両者は多くの族長 (starshina) や民衆とともに忠誠を誓った。この時以降、シベリア要塞線 [=イルティシュ要塞線] はもはや国境線 (gosudarstvennaia granitsa) ではないと想定することが正当なこととなったのである。[...] だが、カザフたちの略奪が原因となり、防衛線を取り除くどころか、それらをより一層強化し、要塞線の中に相当数の警備隊を配置せざるを得なくなったのである<sup>17</sup>。

つまり、イルティシュ要塞線は 1731 年以降国境線ではないはずなのに、その後も国境線として機能し続けてきてしまったとスペランスキーは考えているのである。これと関連して、要塞線と臣籍の問題についても自論を展開している。彼によると、イルティシュ要塞線を国境線のように扱ってしまったことによって、要塞線内に永住するカザフを「臣民としてのカザフ」、要塞線外に遊牧地を構えるカザフを「非臣民としてのカザフ」とする考え方が生まれた<sup>18</sup>。以上より、スペランスキーの国境認識を次のようにまとめることができる。1731 年以降、中ジュズは帝国内地となったにもかかわらず、当局が要塞線の防御機能を強化し続けたことにより、それが国境線として機能するようになってしまった。この結果、本来は臣民であるはずのシベリア・カザフが、要塞線を基準に、

<sup>16</sup> Материалы по истории политического строя Казахстана. С. 108.

<sup>17</sup> РГИА Ф. 1264 Оп. 1 Д. 319 Л. 3—3 об.

<sup>18</sup> РГИА Ф. 1264 Оп. 1 Д. 319 Л. 18.

臣民と非臣民に区別して認識されるようになった。

したがって、管区に編入されていないカザフは、非臣民として扱うことになったと考えることができる。管区開設に際して、そこに編入されるカザフによる臣籍の宣誓がわざわざ行われたのは、このような理由によるものと考えられる<sup>19</sup>。スペランスキーは「シベリア・キルギスに関する規約」によって、それまで曖昧となっていたカザフとロシアの臣属関係を一度清算し、管区への編入を通して、再度カザフをロシアの臣民として帝国へ包摂するシステムを設計したのである。つまり、ロシア帝国の南下という観点からみると、ある時点における管区の外縁が、帝国内地とカザフの土地を分かつ「国境線」となったといえるだろう。しかし、当然、これは文字通りの国境線ではなかった。「シベリア・キルギスに関する規約」第 316 条では、

〔国境〕警備としての意味を持つシベリア要塞線〔＝イルティシュ要塞線〕が常設機関となることはないが、キルギスが占めている土地に〔管区〕制度が浸透するのに応じて、この〔国境〕警備は前進する。最終的には、真の国家間の境界線上において、常設機関として〔その前進を〕停止させるのである<sup>20</sup>。

と規定されている。具体的な場所が明示されていないものの、この条項は、ロシアが何らかの国家と国境線を定めるその時まで、中ジュズ南方の国境線は設置しないということの意味している。加えて、この引用からは、イルティシュ要塞線を国境線として扱っていることがわかる。すでに確認したように、スペランスキーはこの規約を準備した時点ではイルティシュ要塞線を国境線とすることは不適當であると考えていたが、最終的にはこの要塞線を「真の国境線」とすることを目指していたといえる。

以上をまとめると、管区制度下の国境線は二種類想定されていたと結論づけることができる。一つは国家間の交渉で定める文字通りの国境線であるが、中ジュズ南方におけるこの種の国境線は 1822 年段階では未画定であった。当時のロシアにとってこの国境線は画定を急ぐ必要のない境界線であった。カザフ草原のさらに南に位置している、ヒヴァ、ブハラ、コーカンドといった中央アジア諸ハン国との勢力範囲の確定は視野に入っていなかったのである。二つ目の国境線は、仮想国境線とでも呼ぶべきものであり、これは管区の外縁から構成された。ただし、この種の国境線は国家間の境界線ではなく、対カザフ政策上重要な境界線、すなわち臣民と非臣民を見極めるための境界線であった。当時のロシアにとっては、非臣民のカザフを臣民化することが目下最重要の課題であった。アブルハイルの臣籍宣誓以降、帝国内地となったはずのカザフ草原がいまだ内地になり切れていない現状を克服することを目的として、スペランスキーは管区制度を設計したのであった。

<sup>19</sup> 1832 年 10 月 16 日、辺境軍団長シュバプスコイからオムスク州長官に宛てた報告書。*История Казахстана в русских источниках XVI—XX веков. Т. 8. Ч. 1. С. 97.*

<sup>20</sup> *Материалы по истории политического строя Казахстана. С. 109.*

### 3-3. 管区の境界と露清間の国境線

管区にまつわる以上の議論は、カザフ草原の南方に対するロシアのまなざしにかかわるものであるが、一方で、管区はカザフ草原の東方に対するロシアのまなざしとも密接に関連していた。すなわち、管区制度はロシアの対清政策と不可分の関係にあった。カザフを臣民化し、彼らを効果的に統治する装置として設計された管区制度は、ロシアと清朝との間の国境問題とも深くかかわっていたのである。

管区制度を導入して間もない1820年代は、特にカザフ草原の東南部（バルハシ湖周辺。大ジュズのカザフやクルグズが遊牧地を構えていた）に対するロシアの影響力は大きくなかった。この時期のロシアが、当地域の支配に対してあまり積極的ではなかったからである。管区制度とロシアの国境政策との関連を最も明瞭に表しているのが、カザフのスルタン、スユクの例である。18世紀中ジュズのハン、アブライの息子であるスユクは、1824年に大ジュズでの管区開設をロシア当局に要請したが、清朝との外交問題の悪化を恐れたロシアは、最終的に管区開設の請願を拒否した<sup>21</sup>。また、スユクの請願とほぼ同時期に、クルグズからも管区開設の請願があったが、スユクやクルグズの郷は「外管区の範囲外」に位置する地域として、ロシアはやはりこの請願を受け入れなかった<sup>22</sup>。ロシアは、むやみに管区を開設することで自らの影響力を拡大することは控えていたのである。

しかし、管区制度は対清国境政策のためだけに用意された制度ではなく、カザフを臣民化する装置でもあったので、場合によっては管区を導入することが対清政策上、有効であると主張されることも少なくはなかった。例えば、西シベリア総督カプツェービチは、外務省アジア局に宛てた1823年9月4日の報告書の中で、清朝との国境地帯に管区を開設することで、中ジュズのカザフと清朝との関係を断ち切ることが可能となるという見解を示している<sup>23</sup>。

以上から、1820年代のロシアは、管区制度を浸透させることで得られる利益と不利益の微妙なバランスの間で揺れ動いていたといえる。一方では、自分たちの臣民や領土をロシアが奪っていると清朝が考えることを恐れ、他方では、管区の導入によりカザフの帰属が明確になるため、清朝との国境地帯での緊張を軽減できる可能性を追求した。とはいえ、最終的には、管区制度に対する清朝の否定的な態度への危惧が、管区制度を導入することの上述の利点を上回った。そして、この方針は30年代も継続した。例えば、1831年にアクモラ管区開設に関する議論がなされた際にも、中央政府はアクモラの土地が清朝の国境地帯とは接していないという点を重視し、同管区の開設を推奨して

---

<sup>21</sup> より詳細な経緯については以下を参照。野田仁『露清帝国とカザフ＝ハン国』東京大学出版会、2011年、229–241頁。

<sup>22</sup> РНБ ОР Ф. 731 Сперанский М. М. ед. хр. № 483 Л. 4 об.

<sup>23</sup> РГИА Ф. 1291 Оп. 81 Д. 88 Л. 8.



いる<sup>24</sup>。

以上のような、管区開設によって起こり得る清朝の反発への配慮は、1837—47 年にかけて草原全体を席卷したケネサル・カシモフという人物が主導した反乱が終息するころから見られなくなる<sup>25</sup>。これは何よりも、1830 年代までは本格的な進出を控えていた大ジュズやクルグズが居住する地域が、反乱が終息するころにはもはや実質的なロシアの領土であると、ロシア自身がみなすようになっていたことによる<sup>26</sup>。実際に、この地域には 1847 年にロシアによってコバル要塞が建設され、さらに 1848 年には大ジュズ監督官職 (pristav) が設置され、大ジュズのカザフはロシアの行政制度の中に組み込まれた。クルグズに関しても、1854 年にヴェールヌイ要塞が建設され、56 年には新しくアラタフ管区が開設された。

従来の研究では、大ジュズやクルグズに対するロシアの進出は、ロシアとイギリスの間の「グレート・ゲーム」に起因するという説が広く受け入れられている<sup>27</sup>。これは、言い換えるならば、インドより北上してくるイギリスに対抗する形で対大ジュズ・クルグズ政策が立案されたということであり、ロシアの視線が南に向いていたことを示している。ここから、次のような仮説を立てることが可能であろう。それは、カザフ草原東南部における秩序の確立を、かつては対清国境政策という枠組みでとらえていたのが、19 世紀後半になるころには南の中央アジア諸ハン国（特にコーカンド・ハン国）との関係の中で実現を図る方向に重点を置き始めたというものである。最終的な結論のためにはより広範な史料調査を必要とするが、現段階でこのことを裏付ける史料は存在する。1851 年にシベリア行政を査察した侍従武官長アンネンコフは、ケネサル反乱の鎮圧により中ジュズには平穏が訪れ、カザフによる略奪が大幅に減少したという見解を述べている。同時に、「チュウ川を越えた土地に遊牧地を構える、ロシアには服していないキルギスの略奪によって」平穏が乱されることがあるという認識も示している。彼によると、この略奪の原因は、コーカンド・ハン国と接する「キルギス・ステップの南側の境界線がいまだ定まっていない」点にあった<sup>28</sup>。このように、かつては清朝との関係の中で処理することを目指していた大ジュズ・クルグズ問題は、コーカンド・ハン国との国境画定との関連で処理する方向に変わったのである。

注意すべきは、以上のことが、ロシアのカザフ草原統治から清朝というファクターが消滅したことを意味しているわけではないという点である。では、カザフ統治における清朝との国境問題の位置づけはどのように変化したのであろうか。この問題を考える上

<sup>24</sup> 1831 年 12 月 21 日および 1832 年 1 月 14 日、シベリア委員会と大臣委員会の合同会議議事録抜粋。РГИА Ф. 1264 Оп. 1 Д. 348 Л. 19.

<sup>25</sup> 野田『露清帝国とカザフ=ハン国』241 頁。

<sup>26</sup> 野田『露清帝国とカザフ=ハン国』248—251 頁。

<sup>27</sup> 秋山徹『遊牧英雄とロシア帝国：あるクルグズ首領の軌跡』東京大学出版会、2016 年、45 頁。

<sup>28</sup> РГИА Ф. 1265 Оп. 1 Д. 49 Л. 4—4 об.

で重要となるのは、野田が提示する「境域」という分析概念である。彼によると、境域とはロシアと清朝の双方が自らの領土に完全に組み込むことを志向していない空間であり、帰属の曖昧性を最大の特徴とする<sup>29</sup>。ロシアと清朝は 1864 年のタルバガタイ条約でカザフ草原をめぐる国境線を画定した。だが、この国境線がカザフの越境を完全に制限するものでは必ずしもなく、「露清国境地帯はなお動的」であった<sup>30</sup>。カザフの越境とともに彼らの間で発生する諸々の係争も国境を超える事態が生じ、ロシアと清朝は協同してそれらの問題を解決するシステムを構築する必要性が生まれた。その一つがスエズドと呼ばれる国際集会裁判であった。この制度は、殺人や家畜の略奪などにかかわる係争を、ロシア側と清朝側のそれぞれから選任されたカザフが行う裁判であった。制度運用の実態についてはより多くの事例の集積が必要と考えられるが、少なくとも規程上は、ロシアと清朝の官吏はこのスエズドに対して「監督する役割のみ」を有するにとどまり、彼らが紛争解決に介入することは避けられた<sup>31</sup>。

以上より、19 世紀後半において、清朝との国境問題が、ロシアのカザフ統治にかかわる政策立案の中で主要な位置を占めなくなったのは、どちらか一方の国家に優先的な介入権を認めない境域という空間と、そこでの係争を解決するシステムを、ロシアと清朝双方の合意に基づいて設定したことに起因していた可能性を指摘できる。カザフ草原東部および東南部のカザフ統治に関する諸問題は、ケネサル反乱終息後の 1850 年ごろより、対清国境政策というよりもむしろ、対コーカンド国境政策との関連で決定されるようになるのである。

本論は、従来研究蓄積の浅かった国境線の変動とカザフ統治の連関について、その概略を検討した。今後は、18—19 世紀に作成された地図および地図作成にかかわる行政文書のさらなる蒐集を通して、より詳細な議論へと発展させていくことが必要である。

---

<sup>29</sup> 野田仁「帝国の境界を越えて：露清間の境域としてのカザフ」『歴史学研究 増刊号』911、2013 年、16 頁。

<sup>30</sup> 野田仁「露清関係とカザフ草原：帝国支配と外交の中の地域認識」宇山智彦編『スラブ・ユーラシア学 2 地域認識論：多民族空間の構造と表象』講談社、2008 年、248—253 頁。

<sup>31</sup> 野田「帝国の境界を越えて」14—15 頁。一般的なスエズドの機能については、ロシア統治下のイリ地方について考察した次の論考を参照。野田仁「カザフ遊牧民の『慣習法』と裁判：ロシア統治期イリ地方の事例から見る帝国の司法制度と紛争解決」堀川徹ほか編『シャリーアとロシア帝国：近代中央ユーラシアの法と社会』臨川書店、2014 年、91—97 頁。

#### 4. ロシア＝清朝間の境界における国際集会裁判（スエズド）<sup>1</sup>（K.Sh. ハフィゾフ）

19世紀末から20世紀10年代にかけて露清帝国により行われていた国際集会裁判（スエズド）に対して、筆者はカザフスタン国立中央文書館における他のテーマでの調査の際に関心を抱き、1990年になって論文を発表した（Хафизова 1990）。このスエズドについて、文書館史料のほかには、当時利用できる特別な研究は無かった。ただ革命以前のロシア人研究者の著作の中に個別の言及があるのみであった。4年後に、中国社会科学院边疆史地研究所の雑誌においても漢訳版が刊行された。以来、旧ソ連圏では3本の短い論文があるだけで、その内一つは、若い国際法専攻の法学者が私との共著として書いたものである。

中国でも、スエズドの規則「エレジェ」のテキストが発見された。露清間の西方国境におけるスエズドのための最後のものは、チュバル・アガチにおけるスエズドのために作成された。興味深いのは、中国の厲声教授によるスエズドについての論文で（Ли 2007）、その著書の中でもスエズドの話題は取り上げられている（厲 2004）。

本稿では、この20年間の新しい資料を総合することを試み、以下のような未解決の課題を明らかにするよう努める。

- 1) 厲声教授によって示されたスエズド一覧をより完全なものにする。カザフスタンの文書館史料から得られる事実によって補足する。
- 2) 国際的な舞台・場面における遊牧民の慣習法の役割を考察する。また帝国がこれを採用した理由も考察する。
- 3) 国際スエズドに実際に適用されたエレジェのテキストの長所と短所を明らかにする。
- 4) 国際スエズドに対する慣習法の項目選択の傾向を明らかにする。また大国の辺境統治によって組織・実施された国際スエズドの訴訟手続きのおもな特徴を明らかにする。
- 5) できるだけ多く、国境付近の民族集団の代表者や判事の名前を挙げ、スエズド開催と判決執行にかかわる者たちのリストを作成する。
- 6) スエズドの開催期間と場所を確認する。

##### 4-1. 1880年代～1910年代におけるカザフ人の法的な状況<sup>2</sup>

19世紀末のカザフには、彼らの伝統的な慣習法が機能していた。それは数世紀にわたり尊重されてきたものだった。そこには、実は多少の相矛盾するものの、カザフの慣習のあらゆる側面が反映されており、彼らの政治的・経済的生活に由来する賞罰も含まれる。もっとも流布しているのは『ジェティ・ジャルグ（七項法典）』である。民事と刑事犯罪は個別化されておらず、むしろ、いわゆる「政治的な」と民族間的なもの

<sup>1</sup>（以下、訳注）原文はロシア語。多少改変のあるロシア語版がすでに刊行されている、Хафизова К. Международные русско-китайские съезды на границе (2015)。なお、訳者の責任において、補足・削除を行っている箇所がある。

<sup>2</sup> 以下、訳者による章立てである

とがあった。法は日常の慣習の中で適用されていた。重要な対外政策の事案は、君主の権限の範囲内で、諸民族の集会において裁かれた。また大勢の群衆の面前で、有力な支配者たちが参加してハン・スルタン（台吉（*タイジ*））によって召集された会議においても裁かれた。同時に、何よりも、カザフスタン南部、東西トルキスタンでは、ムスリムの法—シャリーア—が通用していた。その法廷は、宗教者—カーズィー・ムッラー（アホン）—により進められていた。シャリーア法廷では、特別に学を積んだ宗教家たちによって裁定が行われた。「世俗的」な権力は法的なそれとは曖昧な形で切り離されていた。判事は自分たちの判決においては、対応するコーランの章句に基づいて決定していた。一方、伝統的な法—その条項は長年口頭で記憶されてきた—に基づく裁判の審理は、ビイが行った。それでも、尋問の際の宣誓、あるいはビイの裁定を執行することの承認の際の宣誓も、コーランへの接吻（接吻しその後で頭頂部に載せる）によって完了した。この過程は、ムッラーあるいは人生経験の豊富な識者、部族<sup>3</sup>の中で権威のあるアクサカル<sup>3</sup>の臨席のもとでしばしば行われた。その後、法廷・集会が、特別な毛の色や特定の斑点模様のある家畜の犠牲によって終了することもよくあった。

カザフスタン西部・北部の植民地化と関連して、何よりもロシア法が通用していた。それに基づいて、シベリアへの流刑のような刑罰も現れた。スルタンたち・長老たちがその配下の者たちとともに他の国の領域へ去ることは、ひどく重い罰となった。それらは背信行為として判定され、案件は軍法会議によって裁かれた。

このような移動に際し、家畜・人の略奪、小規模な衝突、殺人が行われた。彼らの追跡のために部隊が派遣され、親族と家畜とを奪還した。奪還できなかった場合には、報復の襲撃が組織された。当時、カザフ遊牧民は、露清間の境界画定の後も慣れ親しんだ形で行動し続けていた。境界画定の進展は遅れており、その理由は、北京政府のイリ地方に対する権力の不安定さ、辺境と中国内地における諸民族の蜂起によるイリ地方の完全な喪失にあった。新しい案件が発生し、また古い未解決の民事・刑事案件も積み重なっていった。移住者を隣国の領域に収容することは、やはり法に反することとなり、他民族との衝突につながった。露清間の条約およびそれを補う補足条約の締結にともない、カザフ人は、アヤグズからコブド、タルバガタイ、クルジャ（イリ）にいたるまでの領域で、苦しい経済的状況に陥った。彼らは季節移動のための牧地と伝統的な移動ルートを失った。カザフ人による土地の占有は、露清帝国の辺境当局によって厳しく管理されていた。カザフの封建的な上層部は、その後ずっと、遊牧地・牧草地、山の通路、渡河点を分配する権利を失うことになった。これ以外に、カザフ人は部族間あるいはその分節間のエスニックなつながりの断絶という脅威にさらされていた。君主や長老たちの権力は、個別の部族・部族連合に依存していたのである。

カザフ遊牧民はまた、隣り合う国家の法によっても裁きを受けていた。もし違法な行為をその領域で行った場合には、清の辺境当局は、馬を盗んだ者の引き渡しを要求し、

<sup>3</sup> 原文では rod だが、原則として「部族」の訳語を当てている。第 5 章冒頭も参照。

それに成功したときは、彼らを『理藩院則例』の条項に基づいて裁いた。官営馬牧場・郵駅からの家畜の盗みについては、とくに厳しく尋問が行われた。国境における状況は、人々に徒党を組ませ、彼らは良く守備されていない国境の両側で活動していた。彼らを保護していたのは、少数のスルタンたちであった。18世紀には、ケレイ部族の者が200頭の馬をタルバガタイの参贊大臣から盗んだこともあった。

カザフの慣習法は、両帝国の辺境行政当局により組織・管理されていた新しい境界における、露清間の国際集会裁判（スエズド）の法的基礎となっていた。これは、19世紀末～20世紀初頭にかけて、中央アジアにおける露清帝国の領域と勢力圏の分割を法的かつ事実上強化することにつながったのである。

#### 4-2. 国際集会裁判（スエズド）について

スエズドは、ステップ総督府セミパラチンスク州（ロシア）と、伊犁将軍府のタルバガタイ地方（清）との間に位置するチュバル・アガチ（バフトから12露里の距離）で行われた。そこには、ロシア国籍者も清の国籍を持つ者も、牧地と耕作地を持っていた。状況次第で、寒い時期になると、タルバガタイ（塔城）へ移動していた。

ケゲンのスエズドは、同様に、露清国境のホルゴスーホルゴス川の岸辺一において、清側のタランチのマザル村に近い所で行われた。したがって、ロシア側の代表者は特別の旅券を、スエズド開催地までの渡航のために発給していた。しかしながら、カザフ人はこの制限にはしたがわず、他の都市・場所に住む親族を訪ねていた。2度のカシュガルのスエズドは、町の近くのクズマイラク・カシュクの地で行われた。

規則（エレジェ）は、ステップ総督府官房の官吏および駐タルバガタイ・イリの領事が草案を作り、彼らはタルバガタイ参贊大臣やイリ将軍の政務所に赴き、合意のための交渉を行った。各スエズドを開催する前に、それらは双方により新規に見直されることもあれば、まったく変わらないこともあり、少量の追加がなされることもあった。テキストはロシア語・モンゴル語・満洲語・漢語に翻訳された。

最初のチュバル・アガチのスエズドのためには、当初計13項のエレジェが考えられたが、その後清側の追加と双方の補正により39項となった。1908年のスエズドでは、エレジェの項目は46に増加した。補正は大部分、手続きにかかわることで、判決、賠償の支払、罰金の執行の正確さをもたらすものであった。それは、ロシアと清の法制の影響を物語っていた。事案の再審、判決の控訴は規定されていなかった。改変はまた、争いの種になっていた罰金・損害賠償の額にも及んだ。というのも国境の両側で家畜の価格は同一ではなく、また一方の国の中でも地域ごとに異なるということもあったからである。新疆の国際取引場では、家畜の価格は、実際の家畜生育状況によっても変動し、また自然の・政治上の変動にともない変動したのである。エレジェは少なくとも2つの言語—しばしばカザフ語（アラビア文字で書かれる）と満洲語—で記され、集会の場のテントやユルタに掲げられた。

スエズドの審理には、数年間棚上げされていた民事・刑事案件のみが加えられた。おもに、これは広い意味でのバルムタ<sup>4</sup>とそれがもたらす結末が相当する。したがって、エレジェの項目の数は限られており、また相当にシンプルなものであった。それらは、法廷での詳細な審理を想定しておらず、また、懲罰的な手段—追放、監獄での拘禁、また何よりも処刑—を取ることも想定していなかった。双方の判事は違法行為を確認するが、彼らにとっては、原告・被告・証人が認めれば、また損害賠償（クンとアイプ）とその額について合意が得られれば、それで足りるのであった。殺人に対する支払い（*kun*、すなわち命の代償）は、貴人・男性の場合は、一般人・女性の場合よりも高額であった。寡婦（*jesir*）・レヴィレート婚（*ämenggerlik*）にかかわる事案は、寡婦に有利になるように判決が下された。

スエズドとビイの法廷の違いは、以下のことに尽きる。年月をかけて係争している者は、家畜ではなく現金による支払いを好むということである。金はイリ、カシュガル、タルバガタイにおける相場に拠っており、それらの相場は、らくだ、馬、羊、有角家畜の価格に基づいて導き出された。カザフについては、法廷は一定量の家畜による支払いを量刑としたが、それは金で補てんすることができた。平均して、1両の銀は6ルーブルに等しかった。年々、クンとアイプの額は増大する傾向にあった。

訴訟のリストは、双方によってテュルク語と満洲語で作成され、名前・地名・カザフの法律用語をもっとも正しく伝えるものになっている。

ある情報によれば、全部で19のスエズドが開催され、また別の情報では、16だったとされている。これは、1882年以前にタルバガタイでロシア領事館が開催した小規模なスエズドを計算に入れていないためである。まさにこれらのスエズドの経験がタルバガタイやケゲンにおける大規模なスエズドの基礎となったのだった。その間、清側は、ロシア領事館に対して、領事館が少額の罰金などの軽微な刑罰を適用していることについて、訴えていた。スエズドが時宜にかなって召集されることは稀であった。事前に1年に2度、秋と春に開催することが合意されていたが、のちに1年に1度になり、さらに3年に1度となった。しかし、内外のさまざまな理由により、スエズドは中断をはさみ、開催間隔は守られなかったのである。

1864年のタルバガタイ条約の締結後、タルバガタイにロシア領事館が開設された。この地域とタルバガタイ市内に、相当数のカザフ人が住んでおり、またタタールや中央アジア出身の商人（ロシア語の文献ではサルトと呼ぶ）たちもまた居住していた。ドゥンガン（回民）による反乱時には、商人たちは自由にここからセミパラチンスクやその他のシベリアの都市へ、旅券を取得すること無く出境していた。注目すべきことには、清朝への反乱の際に、ドゥンガンはセミレチエを經由してメッカに巡礼に赴いていた。

ロシアによるトルキスタン地方征服と連動して、商人たちは自動的にロシア籍に編入された。彼らの一部はロシアの都市に住み、また一部はタルバガタイに住んだ。清のタ

---

<sup>4</sup> 大規模な略奪、あるいはカザフ社会内の合法的な略奪行為を指す。

ルバガタイ、アルタイ、コブド地方との境界画定にともなう、商人たちは清ないしロシアの国籍を選ぶことを迫られた。領事館は彼らに時限的に旅券を発給したが、最終的にロシア国籍を取得した後、辺境の都市バフトあるいは彼らの希望にしたがってどこかのカザフの集落で、彼らが居住登録をする場所を選択するためであった。清政府との合意により、領事館にはタルバガタイにおける広大な区画が割り当てられていた。そこにはロシア人・タタール人の商人たちが住み、彼らは家・商店・倉庫を建てた。彼らの内で発生した争いは、領事が権威ある商人たちの長老(アクサカルたち)の助力によって、裁きを行った。商人たちの中には、小さな商いに携わったり、日雇労働をしたりするカザフ人もいた。ロシア外務省は彼らの間の案件を裁定するにあたり、シャリーアもしくはカザフの慣習法に基づいて行うことを勧めていた。というのも、ロシア法はムスリムの商慣習の特質とはまったく合わなかったからである。このようにして、領事裁判は、西中国においては、限定された性格を持つようになった。領事館による審理は中国側の大きい不満を引き起こした。とくに、清の国籍を持つ者がロシア国籍を持つ者との民事・刑事事案に巻き込まれた場合には、そうであった。そもそも、彼らは、ロシア領事の主導権のもとに裁きを受ける必要はなかったのである。それ以外に、清側は、清帝国の領土となった土地に一時的に遊牧するカザフの税、また都市に住むロシア・ムスリム商人たちの税を賦課しようとしていた。カザフの間には、バルムタと私刑が増えていた。それは、清の官吏にとっても好むべからざる所であった。彼らは、累積した(未払いの)税を徴収するという体でカザフを急襲した。これらはみな、自らの意思による越境も含めて、望ましくない紛糾を露清関係にもたらしていた。

カザフ遊牧民は不穏な空気に捉われた。そしてロシア帝国の官吏は、彼らの移動は、経済的理由、つまり夏営地と冬営地の不足が引き起こしたものだを見ていた。越境は、1881年の露清間のペテルブルク条約締結後に大規模になった。加えて、人口は、東トルキスタンとモンゴルにより多く流入していた。これは、19世紀後半の末からスルタン政権(イリ)の君主たちが宗教を同じくする者たちに境界地帯を占めるように勧めていたからである。すなわち、防備の兵であるソロン・シベ・オイラト・チャハルたちに割り当てられていた土地で、今や彼らが逃亡してしまった場所である。北京政府は、1864年以降、カザフスタン・クルグズスタンに隣接する領域では機能していなかった。さらに、イリ地方は1871年8月以降一時的にロシアにより占領されていた。

1882年以後、中国のこの地域に対する支配は復活したが、漢人の新たな入植までにはまだ遠い所にあった。テュルク遊牧民もモンゴル遊牧民も豊かな草と水がある牧地を確保することに急いだ。そして部族の統率者は新しい国境の両側にいる親族たちを自分の手に集めようとしていた。国境の不安定化は、ロシア・清の両帝国の関心の向くところではなく、平穏を回復し税を課すためには、国際スエズドの招集が不可欠であるとみなしていた。露清両国は、中央アジア諸民族の領域に対する支配の権利は確保しつつ、領土分割の後で発生した係争事案を法廷で審理することへ諸民族の代表者を引きこむ

ことによって、彼らの平穩を回復しようとしていた。彼らは、自分たちの合意と参加なくして定められた、現実的かつ不可逆の領土画定という事実の前に置かれたのであった。

#### 4-3. スエズドの関係者

ロシア側の判事として任命されたのは、ヴェールヌイ・ジャルケント・コパル・レプシ・エミル郡およびセルギオポリ（アヤグズ）郡内の郷の長だった。清側からも、部族の親族を統率する長老たちが出張ってきた。長老の支配下にある人数はまちまちだった。国境の両側で、もっとも強力で人口が多いのは中ジュズのケレイ部族と大ジュズのドゥラト部族である。清においては、彼らはそれぞれ 10 戸長、100 戸長、千戸長となっていた。実際のところ、ロシアの郷長とカザフの戸長は、それぞれの国で、現地の俸給で勤務する者たちであった。清側の代表者たちは大きな方形の印を持っていた。ロシア側では、識字があれば判決に署名し、そうでなければ、あらかじめインクを付けておいた親指で捺印した。公職にある代表者たちは名前の付いた印を持ち、それはロシア語とアラビア文字で刻まれていた。清側では、満洲語と漢語であった。スエズドの業務についての監督は、ロシア領事と清の官吏が行ったが、彼らは、通例として法廷の進行には干渉しなかった。事務官一書記と通訳官一が議事録に事案の名称とそれについて出された判決を記すのであった。

ロシア側の総督はスエズドの議長として、自分の特務官・対中国特務官・対外事案あるいは原地民事案に携わる官吏を任命した。清側からは、伊犁將軍官房内の外事を特別に扱う部局（営務処）から相当する官吏、將軍の補佐（弁事大臣）、タルバガタイ參贊大臣の外事担当事務官、カザフを司る委員会（承弁哈夷人委員会）であった。

ここで 2 人のスルタンに言及しておこう。マムルベクはアブルフェイズ＝スルタン（1783 年 10 月 12 日以前に死去）の子孫で、このアブルフェイズの多くの子孫が、新疆のタルバガタイ・アルタイ地区、また西モンゴルのコブド地区のカザフを、中華人民共和国成立の直前まで統率していた。ケゲンにおけるスエズドについては、アルバン・クゼイ部族（大ジュズ）のスルタンであるフダイメンデに触れておこう。彼の家系はよく分かっていないが、これらの部族のスルタンたちは 19 世紀においてはジョルバルス＝ハン（1740 年に殺害）、アブライ（1780 年死去）の子孫であった。このジュズのアダムサルト＝スルタンの子、アスルベクは、1889 年に自身が部隊を率いて家畜を新疆から収奪した、つまりバルムタを行った。

カザフ人にとっては、人々の集まりはなんであれ祝祭であった。そこには著名人の周忌も含まれる。国際スエズドも例外ではなかった（1902 年、ケゲン）。とくにケレイ部族のマムルベク台吉は、1906 年に、法廷の審理無しにロシア臣民と清の臣民との間に和解が成立したことを祝して、白い毛の動物を犠牲として捧げたことで良く知られる。1886 年、ジャルケント地区の長官はその報告の中で次のように記している。「我々のキルギズ [カザフを指す] は、お互いに合意に達し、それはまた双方から慣習的な方法（バ



タ=祝福の祈り)で確認された。この後、ことがうまく運ぶことを願うべきであった。というのも、双方によって切られた聖なる動物の血は、人々をしてその良心に基づいて告白させ、ビイにとってはいつも長引き無駄な口げんかや論争の見込みを排除したからである」と(ЦГА РК, ф.64, оп.1, д. 5170, л.57)。

ロシアと清の訴訟件数はときに整合しないことがある。これは、おそらく、一方が訴訟全体の数を示しているとするれば、他方は実際に判決が下された案件を指しているからであろう。被告や証人の内で、様々な理由によりスエズドに出頭しないものもいた。しかし、そのことを懸念する国境の官吏は稀だった。重要なのは、「案件を片付ける」ことであり、なぜかという、件数は76から7000以上にまで及んだからである。1906年のタルバガタイにおけるスエズドは、実際のところ清側の被告が現れなかったために流会となった。このスエズドは、ザイサン郡のバイジギト部族1500名が移動したことに関連してタルバガタイ当局による妨害行為を受けた。

スエズドは多数から成る民族の心理・慣習・習慣を理解する助けとなる。そのことは、植民政策の実現を成功させ、伝来の土地に対する諸民族の権利を廃し、その長の地位の低下につながった。カザフの慣習法は、一時的ながら、1864~1911年の間、2帝国の政府が承認する国際的な法としての地位を得ていたのである。

あらゆる不備があったにもかかわらず、国際スエズドは、国境にかかわる紛争の件数減少を可能にし、また多民族間の秩序の確立と国境地帯の安定化を可能にしていた。かくしてスエズドは、国家間あるいはその辺境間の貿易・経済関係の発展と、露清関係の正常化に貢献したのだった。(翻訳:野田仁)<sup>5</sup>

- 
- <sup>5</sup> 参考文献: Қазақтардың Шыңжаң және моңғол жерлеріне қоныс аудару тарихына байланысты қытай мұрағат құжаттары. Аударған және түсіндірмелерін жазған Бахыт Еженхан, Жанымхан Ошан, Мұрат Қаламқазез, Алматы, 2008, 276 бет.  
厲声『哈薩克斯坦及其与中国新疆的關係: 15世紀-20世紀中期』哈爾濱: 黑龍江教育出版社、2004年。  
——(Ли Шэн). Қазақстан мен Синьцзян тұрғындар арасында өткен съездер // Мировые цивилизации и Казахстан Отв.ред. К.Ш.Хафизова (Материалы научной конференции «Казахстан-перекресток взаимодействия цивилизаций». Алматы, Университет Кайнар, 5-9 июля 2007г.). Алматы, 2007, с. 95-104.  
羅志平・白翠琴「哈薩克法初探」『民族研究』1988、№6、49-61頁。  
『滿族大辭典』瀋陽: 遼寧大學出版社、1990年。  
Моисеев В.А. Новые данные о международных съездах на русско-китайской границе в Центральной Азии в 80-х годах XIX- начале XX вв. // Центральная Азия и Сибирь: Первые научные чтения памяти Е.М.Залкинда: материалы конференции/ под ред. В.М. Моисеева. Барнаул: Изд-во «Азбука», 2003, с. 167-171.  
Моисеев В.А. Новый памятник обычного права казахов («Эреже» международного съезда 1908 года в Чубар (Агаче) // Восточный архив, 2004, №11-12, с.107-112.

資料：国際集会裁判（スエズド）の開催一覧

| 日付               | 場所            | ロシア側<br>スエズド長                                     | 清側<br>スエズド長                  | 露清双方の案件数  |
|------------------|---------------|---|------------------------------|---|
| 1879年            | チュバル・アガチ      |   | 劉寛                           |   |
| 1882年            | チュバル・アガチ      |   |                              | 76件（清側）   |
| 1885年<br>9月      | タルバガタイ<br>バフト |   |                              | 184（清）  |
| 1886年8月17日-10月5日 | ケゲン           | Selitskii,<br>領事 V.M.<br>Uspenskii                | Liu Dashen'<br>Li-darin      | 1,250（清）/<br>1,050件の内565件が<br>処理された（露）                            |
| 1886年9月13日-11月1日 | バフト           |   | Li-darin                     | 107（露）  |
| 1887年            | バフト           |   |                              | 残っている案件の審議<br>を終わらせるためのもの<br>（トカバルジンにおける<br>中国側のムスリム反乱とは<br>関係ない） |
| 1888年            | バフト           | 公使 Fedorov  | 範一照                          | 1,027   |
| 1888年            | ケゲン           |   |                              | 1,500以上（清）  |
| 1891年9月12日-11月1日 | チュバル・アガチ      |   | 姚佩賢                          | 1,543（清）  |
| 1895年            | チュバル・アガチ      |   |                              | 2,600以上（清）  |
| 1896年9月14日-10月7日 | ケゲン           | Pantusov,<br>Shebalin,<br>領事 Sokov,<br>A. Plakhov | Se amban<br>（色普西賢）,<br>Li 道台 | 2,000以上（清）<br>（出典：ЦГА РК,<br>ф.64）                                |

『新疆各族历史文化词典』余太山・陳高華・謝方主編、北京中華書局出版、1996、88-89頁。

Хафизова К.Ш. Международные съезды как новая форма регулирования отношений между Россией и Китаем во второй половине XIXв. // Из истории международных отношений Центральной Азии. Алма-Ата: «Гылым», 1990, С. 153–176.（中国語訳は『中国边疆史地研究』1994, №2., pp.69-81 所載）

———（coauthor Иржанов А.С）Ереже - как одна из форм регулирования отношений между русскими и китайскими поданными // Вестник Университета Кайнар, 1999, №4. С. 3–9

ЦГА РК（カザフスタン国立中央文書館）, ф. И-44, оп. 1, д. 37303.

——— ф. 64. оп. 1（д. 37, 1330, 1532, 5094, 5117, 5146, 5170, 37661）.

『《清実録》新疆資料輯録：光緒朝宣統朝卷』烏魯木齊、新疆大学出版社、2003年。

|                  |          |             |     |                     |
|------------------|----------|-------------|-----|---------------------|
| 1899年9月16日-12月7日 | チュバル・アガチ |             | 李焱  | 5,306 (清)           |
| 1902年5月8日-6月11日  |          |             | 志錐  | 1,700 以上 (清)        |
| 1904年8月14日-9月2日  |          | Pantusov    | 志錐  | 1,608 (清)           |
| 1906年8月-9月28日    | タルバガタイ   | Sokov       |     | 400 (露)             |
| 1908年8月16日-9月12日 | チュバル・アガチ | L. Langovoi | 福善  | 7,700 (清) 6,526 (露) |
| 1908年6月13日-8月11日 | ケゲン      | Pantusov    | 福善  | 2159 (清)            |
| 1910年6月7日-8月初旬   | カシュガル    | Prokopov    | 張應選 | 2,887 (清)           |

## 5. 露清国境地域における所属の明確化と秩序回復のプロセス (野田 仁)<sup>1</sup>

本論は、19世紀後半におけるカザフ・ロシア・清帝国の関係の変化に焦点を当てつつ、帝国間に位置するカザフ遊牧民の「所属」に注目する。その所属を定めることは、彼らの越境にこそ密接に結びついていた。帝国間の越境が引き起こす問題は、しばしば法的解決を必要としていたからである。以下の議論のために、まず帝国が規定する「所属」・「帰属」の概念の検討からはじめたい。

清朝統治下新疆の諸民族にとって、1864年のロシアとの国境画定条約の締結は転換点であった。前後して清は、他国とのより密な外交・国際関係を構築することが必要になり、その結果、従来よりも明確に、「自国に従う／所属する集団」の状況を検討する必要が生じたからである。

対照的に、ロシアは国内の民族集団について明確な区別を設けていた。良く知られているように、カザフは「遊牧異族人 (*kochevye inorodtsy*)」としてカテゴライズされ、彼らの帝国への所属は、臣籍 (*poddanstvo*) という用語によって示されていた<sup>2</sup>。これらは、シティズンシップとは区別すべき概念であり、以下、「臣属」や「帰属」を用いて、カザフと帝国の関係を示すこととしたい。また、本論ではカザフ民族集団を構成する各サブ集団 (カザフ語ではルウ) を「部族」(英語でいう“tribe”) と定義して論述を

<sup>1</sup> 本論は、2017年に論集中の一章として刊行予定の以下の報告と共通する内容を持つ J. Noda 2015, “The Crossing of Imperial borders and “international” conflict resolution between Russian Turkestan and Qing-ruled Xinjiang.” Paper presented at “Xinjiang in the context of Central Eurasian transformations” (18 Dec. 2015, Toyo Bunko).

<sup>2</sup> ロシア帝国の考える境界と臣籍については第3章も参照。

進める。カザフ全体を部族としてとらえればルウはクランということになるが、カザフ全体としてのまとまりはこのときすでに希薄になっており、むしろ各ルウを部族とみなしてその政治的つながりを考察することが有効ではないかと考えられる<sup>3</sup>。

### 5-1. 2 帝国の間のカザフ遊牧民

本論では、露清帝国間の明確な境界設定の確立によって引き起こされる 19 世紀後半以降の変化について検討する。

18 世紀半ば以降、清帝国はカザフが皇帝 (*ejen*) の属民 (*albatu*) であるとみなしていた<sup>4</sup>。にもかかわらず、カザフの牧草地は、清の西部境界を越えて—ロシア帝国のうちにカザフに対して影響力を持つようになる領域—位置していたことに注目しなければならない。

清朝の理解では、その北西部地域は「二重」の境界線で区切られ、それはバルハシ湖（その水系をセミレチエと呼ぶ）までの「界」、清の卡倫（カルン、前哨）を結んだ「卡」である。言うまでもなく、後者が帝国の実効的な境界線として機能していた。カザフは、トルグートと同様に外藩的な扱いを受けることがあったにもかかわらず、地理的には卡倫線の外側に位置している、と清からはみなされていた。この意味では、カザフは、朝貢国と同じカテゴリーに分類されていたことになる (Noda 2016: 186)。

したがって、カザフによるバルハシ湖以東への移動は、清の認識によれば、清領への侵入であった。その一方で、セミレチエ地方におけるカザフの遊牧地の存在は、特例として清政府によって認められていた。外側の境界線（界）から内へ入ることが特別に許されていたのである (Noda 2016: 276)。このように、おもに環境上の理由から西から東に移動していたカザフが<sup>5</sup>、卡倫のラインを越え清の領土へ入ったとき、清側からは境界違反・越境とみなされた<sup>6</sup>。清は、カザフが「内なる」卡倫線を越えることを厳格に禁じており、遊牧民が卡倫の内側、清の領土に入ったとき、当局は処罰や送還（例外的な収容もあるが）などの措置を取った (小沼 2014: 246)。「外」の境界線（界）内に位置するカザフ、あるいは、セミレチエまたはザイサン湖周辺などの、この境界に近い地域を遊牧するカザフも、清の統制下にあるものとみなされた。ただし、それは非常に限定的なもので、爵位授与、後述する馬税の徴収などを通じたものだった<sup>7</sup>。

<sup>3</sup> P. Geiss 2003, *Pre-tsarist and tsarist Central Asia: communal commitment and political order in change*, London: RoutledgeCurzon, 2003, 7.

<sup>4</sup> 小沼孝博 2014 『清と中央アジア草原』 東京大学出版会。中国の文献では、帝国へのカザフの臣従は、様々な方法で説明されている (J. Noda 2016, *The Kazakh Khanates between the Russian and Qing Empires*, Leiden: Brill, 267–272)。

<sup>5</sup> 野田仁 2016 「遊牧民の移動と国際関係」 水島司編 『環境に挑む歴史学』 勉誠出版、323–335。

<sup>6</sup> カザフが特別に「内附」を許され、入境して清朝領内に留まる場合もあった (小沼 2014: 200–203)。

<sup>7</sup> その他に、朝覲、貢物（おもに馬）、貿易が挙げられる。

19世紀に入り、とくに1822年以降、カザフ草原に対するロシアの影響は徐々に増加し、清とカザフの関係はより分散化したものとなった。清朝政府は、もはや単一の民族集団としてカザフを見ておらず、代わりに各クラン（清の文献では *otok* / 鄂托克）およびその統率者たちに個別に対処していた。これは清朝政府がカザフ全体とではなく、新疆の近くの領域を移動する集団とのみ関係を維持していたことを意味する。

清にとって、馬税（アルム）はカザフの「臣従」の重要な要素であった。カザフの土地が清領内にあるとみなされたとき、彼らは税を支払うよう要求されたからである。本来、清はカザフ遊牧集団による清領内への「一時的な」越境に対して、この税制を設けていたのだが、カザフ自身は別のかたちでこれを理解していたようである。

次に挙げる、あるカザフのスルタンによる書簡は、カザフが清との関係において自分たちの土地をどのように見ていたかを示している。

私たちカザフ遊牧民は、清の領土 (*Khitāy jürütī*) 内に私たちの冬と夏の遊牧地があったので……我々は [清へ] 馬税（アルム）を支払いました。

この史料からは、国境周辺に位置するカザフが、彼らの牧地が所属するのはどちらの帝国なのかを理解していたことがよくわかる<sup>8</sup>。カザフにとって、他の土地と清の領土を「分割」する境界として機能していたのはカ倫であった（小沼 2014: 237–238）。この文書も示しているように、カザフは、その牧地の位置ゆえに、馬税を支払う義務を認識していた。別の文書では、カザフは、実際に「*qara*（属する）」という動詞を用いて、清帝国への帰属を認識していたのである<sup>9</sup>。

裏を返せば、税の支払いによって、清への帰属意識がカザフに目覚めたと考えることもできる。しかし、19世紀前半に、ロシアの影響がカザフ草原に対して増すにつれて、カザフは徐々に税の支払いを止めていった。ロシア当局が、「ロシアの」カザフ人に、清に税金を払うことを禁止する場合さえあったのである（野田 2016: 331）。帰属の意識は、管轄権・統治権の問題と密接に関連する。清は、カザフを支配下に置き、帝国が自らの臣民とみなす人々に管轄権・司法権を行使しようとした。紛争が生じた場合には、清の現地当局が、清の法制に従ってカザフが告発された案件を裁定した。このような場合ではおもにカザフが満洲人、モンゴル人、他のムスリム（回民・ウイグル）集団から家畜盗を訴えられた。遊牧民であるカザフには、本来モンゴルのための『蒙古例』に従って刑罰が執行された<sup>10</sup>。清の爵位を受けていたカザフのスルタンならびにその補佐役

<sup>8</sup> 1865年9月7日、カザフのボテケ＝スルタンからロシア地方当局への文書、TsGA RK: f. 15, op. 1, d. 133, l. 16ob.–17。本論の日付は、原則として露（ユリウス）暦に基づく。

<sup>9</sup> バイジギト部族の長老たちからロシア地方当局への文書は、「我々は清の臣民となっていた (*Khitāy yūrtīne qarab edük*)」と述べる、TsGA RK: f. 15, op. 1, d. 133, l. 2。

<sup>10</sup> 許可なくカ倫線を越えたカザフが、盗みにより処刑された、内閣大庫檔案（中央研究院歴史語言研究所、台北）：158760（道光24年（1844））。

(アカラクチ) たちは、容疑者捜索の責任をも負った。

このような状況にもかかわらず、一部のカザフは、継続的に西のロシア帝国側に「国境」を越えることによって清の統制から逸脱しようと試みた<sup>11</sup>。この結果、2 帝国にとっては、カザフの臣属をより明確にするための議論が必要となったのである。

## 5-2. 臣属の問題

1851 年の露清イリ通商条約の締結は、ロシア人が実際に清の境界に近接するカザフ草原にまで進出していることを示してもいた。しかし、現地官員のある者は、たとえばアヤグズのような旧来の目印をいまだに西方境界と考えていた<sup>12</sup>。このような理解は無論現実に即しておらず、境界画定についてのさらなる交渉が必要となったのである<sup>13</sup>。

タルバガタイ条約（1864 年）は、そのような交渉の結果であり、シャビン・ダバガからインククル湖までの境界が画定された。よく知られているように、条約交渉は北京条約（1860 年）の原則に基づき、第 2 条が、境界は清の常住卡倫の線に沿って画定されるべきと定めていた。この条約が定めた境界線はウリャンハイ、カザフ、クルグズなどの牧地を分割したのであった。

このときまで、清は、カザフを単一の民族集団として明確に認識しておらず、上述のごとく個別の部族（満洲語 *otok*）ごとにカザフを把握していた。カザフは漠然と帝国に属する（内附）と考えられたが<sup>14</sup>、彼らは正式に登録されておらず、税も、上述の馬税以外は徴収されなかった。1864 年条約の締結前夜になって、清政府は、馬税の支払いを根拠として、カザフ（の一部）が帝国に従っているという理解を示し始めたのであった<sup>15</sup>。上のように、清の領土内に住む清の臣民であると自らを認識するカザフも存在した。いずれにしても、1864 年条約によって、ロシアか清のいずれかにカザフが帰属することは明瞭になり、条約第 5 条により規定されたのは、属地的な帰属原理（「人随地帰」）であった。

---

<sup>11</sup> 国境を越えることによる逸脱は、双方向であり、カザフが清にロシアの政権から脱出する場合もあった。(Noda 2016: 94–95)。キャプタ条約内には、清とロシアの身柄引き渡しに関する規定があったものの、それは効果的に機能していなかった。

<sup>12</sup> 清の官員は、咸豊 5 年（1855）においてアヤグズ（川や流域）を帝国を分ける目印（*obo*）とみなしていた、『清代中俄関係档案史料選編』北京：中華書局、第 3 編上冊、1979 年、174–180。1862 年の露清の交渉でも、レプシの所属は問題の一つであった、I.F. Babkov 1912, *Vospominaniia o moei sluzhbe v Zapadnoi Sibiri (1859–1875 gg.)*, SPb: 224.

<sup>13</sup> 西シベリア総督からイリ將軍宛て文書は、明確にカザフとクルグズがロシアに属していること（漢語「所属」／満洲語 *harangga*）に言及する、軍機處檔（故宫博物院、台北）：091956（同治 2 年（1863））。

<sup>14</sup> 『籌辦夷務始末：同治朝』台北：文海出版社、1971 年（以下、籌辦と略）巻 26：13（同治 3 年（1864））。

<sup>15</sup> 籌辦 巻 28：9（同治 3 年（1864））。本来は、馬税は臣属ではなく、清領内の一時的な遊牧の許可を意味するものであった（Noda 2016: 266）。本節冒頭も参照。

この国境画定は、カザフの帰属を示す用語の変化にもつながった。清側は、明確な概念を持っていなかったために<sup>16</sup>、中央アジア諸民族の臣属について新たな用語を作り出す必要があった。条約締結後、たとえば、タルバガタイに「所属」するカザフ、のような表現を見ることができる（籌辦 卷 44：28）。清朝政府はカザフの居住地に応じて、主要行政地域（イリ、タルバガタイ、ホブド）の参贊大臣の管理下にカザフを入れようとしていたように思われる。しかし、このとき新疆全土は、1864年にクチャで始まったムスリム反乱を中心として未曾有の混乱状態にあったことを想起せねばならない。

### 5-3. 新疆におけるムスリム反乱と混乱、カザフの移動

次に、カザフに焦点を当て、1864年以降に発生した越境の例を分析したい。境界画定条約にもかかわらず、詳細な境界はまだ定められておらず、カザフをはじめとする諸民族集団の、「国境」を越えた移動が多く見られた。これらの移動は、2つに分類することができる。第一に、東から西へというパターンである。ムスリム反乱の発生後の混乱のため、新疆北部に住む諸集団（カザフ、オイラト、ソロンなど）は西に向かい、ロシア領に入った<sup>17</sup>。清当局は臣民たる各集団の送還を要求したものの、移民の多くは、ロシア領に留まることを望んだことが知られている（TsGAR K: f. 22, op. 1, d. 52）。たとえば、ウリヤスタイ参贊大臣の榮全からセミレチエ軍務知事宛ての文書は、ロシア領に逃げた者たちが、「清人（*Khitāy kishi*）」であったことを主張する<sup>18</sup>。交渉の結果、一部の移民は、補償と引き換えに清に戻されたのであった。

第二に、西から東への移動である。清と密接な関係を持っていた主要なカザフの部族はケレイとクゼイであった。タルバガタイに属するケレイの一部は、1864年以降のロシアの圧力により、清領に向かって東へ移動することを余儀なくされた<sup>19</sup>。彼らの居住地は、あらたにロシアの領土となったザイサン湖周辺であった。カザフはムスリムであったが、ケレイ集団はムスリム反乱に参加せず、ロシア領に侵攻するトルグート出身のラマ、クンガジャラサン（または Chagan-kegen）が率いる連合軍に参加していた<sup>20</sup>。

<sup>16</sup> 1864年条約以前に、清政府は「ロシア人が私たちのカザフの領土に侵入し、相談なしに境界の目印（*obo*）を建てた」とロシア側知事に訴えた（軍機處檔：090528（同治2年））。一方、ロシア当局は「我が国の臣民であるカザフ」（満洲語、*meni gurun i harangga hasak*）と述べ、清朝に、ロシアに属するカザフの存在という現実を突きつけた（軍機處檔：091956）。

<sup>17</sup> J. Noda 2006. “The Qazaqs in the Muslim Rebellion in Xinjiang of 1864–65,” *Central Eurasian Studies Review*, 5-1: 28–31.

<sup>18</sup> TsGAR K, f. 44, op. 1, d. 3, l. 242（同治7年2月28日。満文およびテュルク文）。

<sup>19</sup> 籌辦 卷 26：14-15。

<sup>20</sup> カザフとラマの勢力との関係についてはさらに研究が必要だが、上村の論考は、ウリャンハイの視点から2者の関係を論じている、上村明 2016「アルタイ・オリアンハイ人はなぜアルタイを越えたのか?」『内陸アジア史研究』31、119–143。

別の例は、カザフ集団が清皇帝への臣属を請願した文書に示されている<sup>21</sup>。ロシア当局との交渉において、清当局は、カ倫線を越えて居住しているカザフは清の勢力下にあるとみなしていたのである<sup>22</sup>。ただし、ロシアはこのような理解に同意してはいないことに留意が必要である (Babkov 1912: 413)。

さらに、イリ地方について、先に示したボテケによる請願を再び参照しよう。彼の一族の庇護下にあったのがクゼイ部族である<sup>23</sup>。クゼイを含むカザフの一部は、1864年以降の新疆におけるムスリム反乱に加担したが、その混乱はロシア領内へのクゼイの移住を引き起こした。以下は、上記の引用文に続く箇所である (ロシア現地当局宛てのボテケの請願書 (1865年)、脚注8を参照)。

私たちの平和が失われた今や [1864年]、私は、皇帝陛下アレクサンドル [一世]・ニコラエヴィチの黄金の袖による保護を求めて [ロシアの領土に] 参りました。というのも、清のオイラト (*Qalmaq*) と回民たちが私たちの頭に棒を打ち据えて攻撃し、私たちの家畜は荒れ地に入ることを余儀なくされているからです。

このようにクゼイ部族はロシアの保護を要求した。換言すれば、帰属の変更を求めたのである。境界領域のカザフに対する清の統御が、ムスリム反乱後にはるかに緩いものとなった結果、清から逃走したカザフはロシア=清の国境を越えて東西に移動した。最終的に、ボテケ一族は、イリ地方に達したのであった。

ただし、イリ地方にいた者は、1871年のロシアによる占領に際して、ロシアへ臣従の誓いを取った。これは、それまで清に属していたイリの住民がロシアの臣属へと移ることを意味した。そのような「宣誓」の文書は、TsGA RKに残されている<sup>24</sup>。

#### 5-4. 集団意識と臣属

1860年代の間に、新疆全土が大きな混乱を経験し、ムスリム反乱とクンガジャラサン=ラマの活動に象徴されるように、民族間の緊張が高まった。大規模な移住と越境は、これらの状況に関連して発生した。このプロセス全体を通じて、民族集団同士は衝突し、同一エスニティー内ですら、部族間の紛争が頻発していたのである。

このような衝突は容易に「国際的」問題にエスカレートし得る。というのも越境者が移動先の国に属する人々に対して害をなすことはよくあったからである。そのような紛争の際に法を適用するためには、関係者がどちらの側に属しているかをより明確にすることが必要であった。

<sup>21</sup> 『新疆地方歴史資料選輯』北京：人民出版社、1987年、444-445。

<sup>22</sup> 籌辦 卷45：39 (同治5年の上奏文に引用されたロシア宛て文書)。

<sup>23</sup> 以前に清の爵位を受けていた (野田仁 2013 「帝国の境界を越えて—露清間の境域としてのカザフ」『歴史学研究』911、10-18)。

<sup>24</sup> たとえば、回民の臣従 (降伏) 文書がある、TsGA RK: f. 21, op. 1, d. 20, l. 19。



第一段階として、本国送還および犯罪人の原住国の法律に基づく裁判についての交渉が挙げられる。その際に北京条約第 8 条が鍵となっていた<sup>25</sup>。ただし、この方法は実施するのは困難であることが判明し、規定は十分に機能しなかった。ロシアがイリ地方を占領した 1871 年以降に、より実際的な対応として、当事者間の直接交渉があった。この流れは、最終的に国際集会裁判につながっていく。

露清の国境周辺に居住するカザフについて、1871 年の段階で、1) 清に属する者 2) ロシア領イリ地方に住む人々 3) セミレチエほかのロシア辺境に属する人々、という 3 グループに分類しうる。イリ地方は清朝領に隣接していたから、1870 年代の「国際的」紛争—露領イリ地方と清朝領間—の多くの例を見出すことができる。以下、カザフの所属についての概念を反映する、1870 年代の露清交渉に注意を向けてみよう。

まず、タルバガタイ参贊大臣の英廉の主張は、清当局が 1860 年北京条約の第 8 条を参照しつつ自国法に執着していることを示している。彼は、セミレチエ軍務知事宛ての文書において、露属のクゼイ部族が清属のケレイ部族に被害を与えた案件について、「我が方が犯罪者を捕らえた場合、我々は彼らの犯罪を確立し、我々の国の法制に従って (*meni gurun i fafun kooli songkoi*) 対策を取ることができる」と主張した<sup>26</sup>。しかし、この理解は条約にそぐわず<sup>27</sup>、ロシア側もこの要求を受け入れられなかった。

のちに、清の地方当局は、北京条約の規定にしたがって、犯罪人の帰属を明確にする必要があるという認識にいたった<sup>28</sup>。タルバガタイの清当局が犯罪人にその帰属を問う例も知られている<sup>29</sup>。彼らがロシアの所属であることが判明したとき、清側は、ロシアが司法手続きを執行する責任を負うべく彼らをロシア側へ送還した。

帰属の指標はどのように考えられていたのだろうか。ロシア側の理解として、カザフの部族の下位分節を区別するための単位として「郷 *volost'*」を設定していたことがわかる。ロシアにとっては、郷の領域とその長 (*volostnyi upravitel'*)<sup>30</sup>が、ロシア統治 (*vedenie*) 下にあった集団を示すために重要であった。対照的に、清の関心はある集

<sup>25</sup> 籌辦 卷 51 : 6。第 8 条が、送還と関連して言及されている (同治 6 年)。関係するカザフが、どちらの帝国に所属するのかを明瞭にする必要が生じたと言える。

<sup>26</sup> TsGAR: f. 21, op. 1, d. 243, l. 3ob. (1876 年 (光緒元年)、満漢文 (引用は満文))。

<sup>27</sup> そもそも北京条約第 8 条の漢文テキストは、ロシア文テキストのように詳細に書かれていない。ロシア文は、犯罪者は自分の国の法律に従って裁定されなくてはならないと明確に述べている。以下、条約のロシア文テキストは、V.S. Miasnikov ed. 2004, *Russko-kitaiskie dogovorno-pravovye akty (1689–1916)*, Moskva: Pamiatniki istoricheskoi mysli による。

<sup>28</sup> タルバガタイ参贊大臣からセミレチエ軍務知事宛ての満洲語文書 (光緒 7 年)、TsGAR: f. 21, op. 1, d. 699, l. 46.

<sup>29</sup> この過程で、ロシア側も犯罪者のロシアへの帰属を確認していた、TsGAR: f. 21, op. 1, d. 699, l. 16 (1881 年)。

<sup>30</sup> クダイメンデ＝スルタンから、イリ地方第三地区長官宛て文書 (1879 年)、TsGAR: f. 21, op. 1, d. 52, l. 40ob.

団が帝国に属しているか（満洲語 *harangga*）どうかにあった<sup>31</sup>。

それでは、カザフの場合はどうであったろうか。クゼイ部族にかんする文書史料<sup>32</sup>は、カザフがロシアの行政制度、すなわち郷の違いに着目していたことを示す。クゼイ部族の2つの郷 (*bolos*) のカザフがイリ地方内に居た (*Yilide yürgän Qızay*) 一方で、他の郷はセルギオポリとテミルスウ (イシククル) 県の統治下にあったことに言及がある (TsGAR K: f. 21, op. 1, d. 48, l. 16ob.)。

このように行政的管轄に基づいて集団を明確に区分することにより、犯罪行為が発生した際に、カザフは補償を求めて他集団を訴えることができた。結果として、当事者すべて—カザフと2帝国—が参加する集会裁判という形でそれらの事案を裁定することができるようになったと考えられる。

## 5-5. 紛争解決の方法

露清間の紛争解決のために包括的システムが形成される過程を以下の3段階に整理して検討したい。

1) 北京条約 (1860年) 第8条・10条が、国境を越える「国際的」刑事事件を裁定する、ロシア領事と清朝地方官の会議を規定していた<sup>33</sup>。実際に、清側から会議開催の要求もあったことが判明しており<sup>34</sup>、二帝国が国際紛争解決への関与にかかわらざるを得ない状況を見ることができる。

2) ただしこの類の会議は、多くの微細なケースを効果的に裁定することができなかった。より円滑な交渉のために、「予審判事 (露語 *sudebnyi sledovatel'*)」職がロシア領イリ地方に設けられた<sup>35</sup>。まさに、この予審判事が、ロシア側を代表して清の現地官員

---

<sup>31</sup> 国際的な犯罪をあつかう裁判記録 (漢語) において、清への所属は「某犯罪人が某千戸長の管轄下にある」と表現され、一方で、ロシアへの所属は「某犯罪人が某郷に属する」と表現されていた、外交檔案 (中央研究院近代史研究所、台北) : 01-17-044-01-009 (光緒 21 年)。

<sup>32</sup> 前掲クダイメンデの文書 (註 30)。ここに示されたように、少なくともロシア帝国の文書様式の枠組みにおいては、帰属のコンセプトは関係者がどこに住んでいるかという属地的な認識によるものであった。これとは別に、トルトゥル部族の者たちによる供述書は、オトクの社会構造が、いくつかのヴォロスチ (*bolos*) が集まったものとして描いている点で興味深い、TsGAR K: f. 21, op. 1, d. 699, l. 54。

<sup>33</sup> 前述のように、清側は自国の法の適用に執心しており、それは脚注 26 に示したケースがよく示している。西部モンゴル国境における類似のスエズドについては、A.A. Sizova 2015, *Konsul' skaia sluzhba Rossii v Mongolii (1861–1917)*, Moskva: Nauka - Vostochnaia literatura, 170。

<sup>34</sup> イリ将軍金順からセミレチエ知事あて文書 (光緒 5 年)、TsGAR K: f. 21, op. 1, d. 554, l. 18。

<sup>35</sup> 史料上に現れるのは 1879 年前後である。イリ地方のためだけでなく、とくにタルバガタイにおいて、露清境界線の周辺で発生した事案を扱った。

とともに犯罪の調査を行い、また清側との交渉を調整したのであった<sup>36</sup>。

3) 最終的に、国際集会裁判（露語 *mezhdunarodnyi s"ezd*）が 2 帝国間に現れた<sup>37</sup>。このしくみが正式に定められたのは、イリ地方返還にかかわるサンクトペテルブルク条約（1881 年）締結後であった。しかし、関係者のすべてを含めた大規模な会合という発想は、1860 年代の出来事についての記録にすでに現れている（Babkov 1912: 361）。バブコフによれば、集会は、国境を越えた紛争を解決することを目的としていた。

ロシア当局はイリ地方統治期において、地方内の様々な民族間の紛争を集会裁判（スエズド）によって解決しようとした<sup>38</sup>。さらに、集会裁判は、ロシアに属するカザフの行政区画を越える紛争をも解決しようとしていた。たとえば、イリ地方のカザフと、セミレチエ州のカザフ間の紛争である。イリ地方官房に勤務していたパントゥソフは、1871 年から 1877 年の期間に開催された 4 回の集会裁判を記録している<sup>39</sup>。

あきらかにロシアの司法制度から派生したこの紛争解決の手段に、清の行政がどのようにかかわるようになったのかは実はよく分かっていない<sup>40</sup>。それでも、「国際的」解決システムは、手続きを定める外交文書が見つからないにもかかわらず、1881 年前後にあきらかに 2 帝国の間に成立していたのである<sup>41</sup>。公式に集会裁判の語が両国間の交渉の中に浮上するのは、1884 年の「中俄塔城哈薩克歸附條約」である。その背景には、さらに両国のムスリム間の係争のために締結された 1883 年条約もあった<sup>42</sup>。

さて、集会裁判の特徴として、大量の案件を一度に処理すること、またこのシステムがカザフ慣習法に依拠するよう定められており、少なくとも見かけ上は、カザフのビイ（判事）が裁定の主体となっていることが挙げられる。漢文条約文は「カザフの道理」

<sup>36</sup> イリ地方官房が予審判事に調査を指示する例について、TsGA RK: f. 21, op. 1, d. 521, l. 12 (1880 年)。

<sup>37</sup> 2 帝国に集会裁判のシステムが浮上する過程について、野田仁 2013 の概観も参照。

<sup>38</sup> イリ地方官房長のアリストフは、カザフ・トルグート間の集会裁判について報告している、TsGA RK: f. 21, op. 1, d. 51, l. 115。

<sup>39</sup> N. Pantusov 1881, *Svedeniia o Kul'dzhinskoi raione za 1871–1877 gody*, Kazan', 54。

<sup>40</sup> 厲声は最初のケースを 1879 年のこととし（厲声 2004 『哈薩克斯坦及其与中国新疆的關係：15 世紀-20 世紀中期』哈爾濱：黑龍江教育出版社、260）、一方でモイセイエフは、1883 年を最初の例とみなしており、見解も分かれている（V.A. Moiseev 2003, *Rossii i Kitai v Tsentral'noi Azii: vtoraiia polovina XIX v.–1917 g.*, Barnaul: Az Buka, 240）。のちの清朝史料における認識では、清側が 1887 年にロシア官員との集会開催を提案したという、『光緒朝硃批奏摺』北京：中華書局、1996 年、111 輯、861（光緒 33 年）。なお、清側文献でも基本的に「司牙孜 *siyazi*」などの音写を用いて、この概念を表していることは興味深いことである。

<sup>41</sup> 今まで確認できた史料の中で最初の事例は、1881 年のケースになる、TsGA RK: f. 21, op. 1, d. 701, l. 9。（セミレチエ知事からタルバガタイ參贊大臣宛て文書）。また Russkii gosudarstvennyi voenno-istoricheskii arkhiv: f. 447, op. 1, d. 14, l. 128ob.

<sup>42</sup> Miasnikov ed. 2004: 146–147。条文によれば、裁定はイスラーム法 (*sharigat*) によって行われなければならなかった。

に拠る<sup>43</sup>、というあいまいな文言だが、テュルク文においては明瞭に「慣習法およびシャリーアに基づいて」裁定する旨を記している<sup>44</sup>。露清双方の法を避けることを意図していたことも考えられよう（光緒朝硃批奏摺：861）。

一見、理想的な解決方法に見えるこの集会裁判だが、欠点ももちろん存在し、それを克服するためのいくつかの手段が講じられていた。具体例としては、第4章が論ずる「エレジエ」の策定や交渉の円滑化のために設けられたスエズド長職などがある<sup>45</sup>。

再度整理すると、最終的に有効な手段として設立された国際集会裁判（スエズド）のシステムは、以下の特徴を有していた。1）すべての当事者である3者、現地のムスリム（特にカザフ）と2つの帝国が参加したこと、2）現地の慣習法と帝国法の両方に基づいていたこと、3）目的が地域の安定を維持することにあったこと、である。この紛争解決システムの進展のためには、境界領域における人々が共有していなかった帰属についての明確な概念を必要とするという事実に変更して注目したい。法的手続きの際に、原告は、被告の帰属、つまりどの国に属しているのかをあきらかにしなければならなかったということになる。関連して、1881年のイリ地方返還後、清側ではカザフを「戸冊」に登録するようになったことに注意しなければならない。実際の国際紛争解決の過程でも登録が参照されることがあったからである<sup>46</sup>。この過程を経て、境界領域における秩序回復および帰属意識の形成は加速された。そのような背景の下に創設された集会裁判の制度は、清帝国崩壊後にいたるまで、露清の国境を越えた秩序の維持のために、効果的であり続けたのであった。

## 6. まとめの考察（野田仁）

本研究が扱う主要な論点として、境界および紛争解決がある。まず境界については、ロシア帝国の側からカザフ遊牧民との境界をどのように設定しようとしていたのか、またカザフをどのように帝国に包摂しようとしていたのかという議論のための予備的考

---

<sup>43</sup> 正文は漢文およびテュルク文である。漢文テキストは、「中華民国外交部保存之前清條約協定」ウェブサイト参照（910000126001、2017年1月10日アクセス、以下同じ）。「慣習法」に基づく裁定においては、証人や被告による象徴的な宣誓が重要であった。集会裁判そのものの研究史は、厲声 2004、ハフィゾフによる第4章および筆者による議論（Noda 2017）を参照。

<sup>44</sup> 中華民国外交部保存之前清條約協定：910000126002。ロシア文も“*po obychaiam i sharigatu*”という同様の文言を含む（Miasnikov ed. 2004: 165）。また、ロシア領事の関与が限定的であったことについて、V.V. Galiev 2011, *Rossiiskie konsuly v Sin'tsziane (konets XIX – nachalo XX vv.)*, Almaty: Atamura, 370.

<sup>45</sup> Noda 2017 参照。スエズドの有効性についてはさらに検討が必要であろう。

<sup>46</sup> 外交檔案：01-17-040-09-002（光緒25年（1899）、総理衙門からロシア公使ギールス宛て）。

察とも言うべき役割を第3章が果たした。境界についてのイメージは実際には多様であり、清朝側から見た境界も非常にあいまいなものであったこと（第5章でも言及した）と対比することができるだろう。そこから、人々の帰属がはっきり定まらない状況も生まれ、露清の境界領域が複層性をはらむ一因となっていたのである。

そのような状況は2帝国による国境画定交渉（1864年）以降も変わらなかった。国境を越える移動は頻繁に行われ、帰属変更もしばしば見られる現象であった。したがって、国境線を軸としたある程度幅を持たせた領域として中央アジアにおける露清の境界を見る必要があり、実際のところ、当時の2帝国もある程度柔軟に国境地帯を見ていたのではないかと考えられる。

このような境界に対する認識、また第5章が検討した当該の国境地帯における諸条件—とりわけ周辺諸民族集団の帰属の明確化の過程—を踏まえて、国境を越える「国際的」な紛争の解決について考察してみると、両国の協議の結果成立した、「国際集会裁判」という多元的解決方法の役割を改めて強調したい。もちろんロシア側の先導が見え隠れしているものの、たとえば領事裁判制度のような偏りのある方法ではなく、交渉により折り合いをつけること自体に力点を置いた柔軟なシステムが成立したことは、第4章の検討結果のように、評価されるべきである。

多様な集団、多元的な帰属概念が入り混じる国境地帯において有効となりうる紛争解決の方法について、19世紀～20世紀初頭の中央アジアにおける事例を分析した本研究の成果は、現代の国際紛争の解決への取り組みにも参照可能な部分があるのではないかと考える。言うまでもなく、様々な条件を整理する必要はあるが、制度の創設に至る交渉の過程、および多元的な法制度の参照という点は注目に値しよう。今後は、裁定から和解に至るプロセスを含めさらに具体的な事例を集め、考察を深めていきたい。